確　約　書

株式会社丸井グループ（以下「甲」という。）及び株式会社ツクルバ（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２２年１１月１５日割当予定の乙のＡ種種類株式７００株（以下「本件種類株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件種類株式の割当を受ける日である２０２２年１１月１５日から２年間において、本件種類株式の全部若しくは一部又は本件種類株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使により取得した乙の普通株式の全部若しくは一部を譲渡（以下あわせて「本件譲渡」という。）した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件種類株式又は本件種類株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使により取得した乙の普通株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２２年6月１３日

甲　東京都中野区中野四丁目３番２号
株式会社　丸井グループ

代表取締役社長　青井　浩　印

乙　東京都目黒区上目黒１－１－５
第二育良ビル２階
株式会社ツクルバ

代表取締役　村上　浩輝　印